

緊急事態宣言発出に伴う対応について

1. 緊急事態宣言に伴う対応

施設・対応の名称	閉鎖・中止などの対応	現状	緊急事態宣言発出後の対応
三鷹駅北口の喫煙トレーラーハウスの運用	令和2年4月1日～6月30日中止	利用人数を制限する等の感染症対策を取り運用	継続
粗大ごみ等のクリーンセンターへの持込	令和2年4月8日～5月25日中止	通常運用	継続
クリーンセンター見学者コース	令和2年3月2日～5月31日閉鎖	・一般見学(自由見学)は、通常実施 ・団体見学は、最大30名の人数制限による見学実施	継続
むさしのエコreゾートの開館	-	マスク着用、連絡先記入、検温・消毒、換気、受付パネル設置し開館	継続
収集事業者への注意喚起及び事業運営体制	令和2年2月3日～ 注意喚起 令和2年2月27日～ 2班体制勤務	可・不燃ごみ収集委託受託業者は現在も2班体制勤務を継続し運営	継続
クリーンセンター施設運営事業者の運営管理	令和2年5月7日～ 昼夜運転班・全体引継ぎ作業の時間差実施	継続し運営	継続

2. その他

○周知

- ・国や都からの市民向けの情報は、市報・ホームページ等で周知
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のためのごみの捨て方は、引き続きホームページ掲載